

土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託仕様書

第1条 適用範囲

- 1 本仕様書は「土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 業務目的

- 1 本業務は、令和4年度に高知県が策定した「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」に基づき、土佐清水市の事前復興まちづくり計画のステップ1にあたる行政内部の検討を行い、土佐清水市事前復興まちづくり計画（素案）を作成することを目的とする。

第3条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 1 受注者は、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けたうえ以下に示す期限までに登録機関に登録申請しなければならない。
- 2 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
- 3 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
- 4 完了時は、完了後10日以内
- 5 訂正時は、適宜

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第4条 管理技術者

- 1 管理技術者は、下記のいずれかの資格を有するものとする。
 - ①技術士（建設部門：都市及び地方計画又は河川、砂防及び海岸・海洋）
 - ②技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画又は建設－河川、砂防及び海岸・海洋）
 - ③RCCM（都市及び地方計画又は河川、砂防及び海岸・海洋）

第5条 照査技術者

- 1 照査技術者は、管理技術者と同等又は博士（工学）の資格を有するものとする。

第6条 履行期間

- 1 本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年2月28日までとする。

第7条 業務委託の内容

1 業務対象範囲

土佐清水市沿岸部全域（5地域を予定）

2 計画準備等

(1) 計画準備

業務目的及び特記仕様書を十分に把握したうえで、業務内容全般にかかる計画を立てるもので、業務を実施するにあたっての技術的方針、作業スケジュール及び作業時の連絡体制について検討し、業務計画を作成する。

(2) 打合せ協議

打合せは、着手時、中間4回、成果品納入時の計6回を基本とするが、業務の遂行上、発注者又は受注者が必要と判断した場合は、随時、実施するものとする。ただし、変更設計の対象とはしない。打合せ記録簿の作成は受注者が行い、発注者に提出するものとする。

(3) 庁内研修の実施

土佐清水市事前復興まちづくり計画の策定を開始するにあたり、学識経験者や東日本大震災の被災自治体等から講師を招き研修会を実施（学識経験者1名、自治体職員1名の計2回を予定）し、発災から復興にかけて発生する課題や対策を学び、復興手順書の作成に向けて庁内職員の意識の醸成を図る。

3 事前復興まちづくり計画（素案）作成

(1) 関連資料の整理

土佐清水市の現状に関する基礎データについて、国勢調査や統計資料、地図情報、被害想定、応急期機能配置計画、地域防災計画、まち・ひと・しごと創成総合戦略、高知県事前復興まちづくり計画策定指針、高知県復興方針（案）等の資料を整理する。
※各所管課からの資料の収集は、発注者が行い、受注者に貸与する。

(2) 住民アンケートの実施

災害や復興に対する市民の不安やニーズ等を確認するための住民アンケートを実施する。アンケートの作成及び集計は受注者が行い、配布及び回収は発注者が行うものとする。

(3) 土佐清水市の現状整理と課題分析

(1)及び(2)で整理した資料をもとに、人口の現状及び将来の見通し、基幹産業への影響、土地利用への影響、市民の要望や動向、歴史・文化を継承する視点等の項目ごとに整理するとともに、土佐清水市の課題を分析する。その後、土佐清水市が組織する検討委員会（以下、検討委員会という）の意見を聴取し取りまとめる。

(4) 復興方針（案）の作成

(1)から(3)で整理した資料を基に、復興まちづくりの基本的な考え方や、土地の用途の概要といった、土佐清水市における基本的な方針をとりまとめ、復興方針（案）を作成する。その後、検討委員会で意見聴取し取りまとめる。

(5) 復興手順書の作成

復興手順書は、南海トラフ地震発災後の土佐清水市全体の行動手順書であり、作成にあたっては、以下の手順で行うものとする。

① 庁内各課での復興手順書作成

受注者は、復興手順書を作成するうえで参考となる資料を準備し、必要に応じ手順書作成を補助する。

② 復興手順書のとりまとめ及び作成

各課が作成した手順書は、検討委員会で意見聴取したうえで受注者が取りまとめる。

(6) 事前復興まちづくり計画（素案）作成対象地域の選定

最大クラスの津波によって土地利用の状況が大きく変化する可能性があり、災害に強い地域づくりを進めるため、被災後に従来の土地利用を見直す必要が生じる地域及び上記の地域と自然、経済、社会、文化その他の地域において、被災後の土地利用等について事前に検討しておくことで、復興期間の短縮を図ることができる地域を対象とし、本業務の発注においては別紙の5地域を想定しているが、受注者が(1)で整理した資料を基に、地形条件や津波浸水想定、被害想定、丁目界、旧市町村等を考慮し、検討委員会にて協議・決定したうえで、素案作成対象地域の選定を行う。

(7) 事前復興まちづくり計画（素案）復興パターンの作成

復興パターンは、最大クラスの津波（L2津波）及び比較的頻度の高い津波（L1津波）を対象として、(1)から(3)で整理及び分析した資料及び復興基本方針を基に、地域特性を踏まえて以下の①から④及びその他必要な検討を行って受注者が作成し、検討委員会の意見聴取したうえで取りまとめる。

① 可住地の検討

・可住地は、なんとしても命を守ることを基本とし、生活の早期再建の観点から踏まえ、高台移転、現位置での嵩上げ、多重防御、津波避難を織り交ぜて検討する。

② 土地利用の検討

・店舗や工場等の居住を伴わない事業系の施設は、地域産業の早期再建の観点から踏まえ津波浸水を許容することも考慮して、土地利用を検討する。

・農業、漁業集落は、なりわいと暮らしが深く関わるため、住みやすさと働きやすさを考慮して、土地利用を検討する。

・歴史や文化などの地域資源やふるさとの風景を再生・活用することを考慮して、土地利用を検討する。

・人口減少、少子高齢化、担い手不足などの諸課題を解決するため、AI等をはじめとする各種デジタル技術や最新の再生可能エネルギー技術を取り入れた、コンパクトでサステナブルな先進的なまちづくりを考慮して、土地利用を検討する。

・応急仮設住宅用地、震災がれき置き場等、復興過程で必要となる機能の土地利用について検討する。

③ 交通ネットワークの検討

・長期浸水により幹線道路の断絶は、沿岸市街地や集落の復興事業の遅れにつながるため、周辺地域との交通ネットワークを考慮して土地利用を検討する。

④ 事前の取組の推進と課題の検討

・仮設住宅用地、震災がれき置き場、住宅移転用地の確保など、被災前からの取組が早期復興において重要となる事項を挙げるとともに、実施における課題を検討する。

※ 復興パターンは、津波の規模による違いの他、被災後の住民の意向に柔軟に対応できるよう、現位置での復興意向が強いパターンや移転・嵩上げによる復興意向が強いパターンなど、複数パターンを検討、作成する。

4 報告書の作成

以上の結果をとりまとめた報告書を作成する。

第8条 貸与品

本業務の実施に必要な報告書及び資料等は、発注者が受注者に貸与するものとする。